

地独評委第5号
令和7年9月5日

岐阜県知事 江崎 禎英 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委員長 牛越 博昭



意見書

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）に係る不要財産の納付について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第42条の2第5項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

令和7年8月1日付けで法人から岐阜県知事に対して法第42条の2第1項の規定に係る認可の申請があった、不要財産の納付については、認可することが適当である。